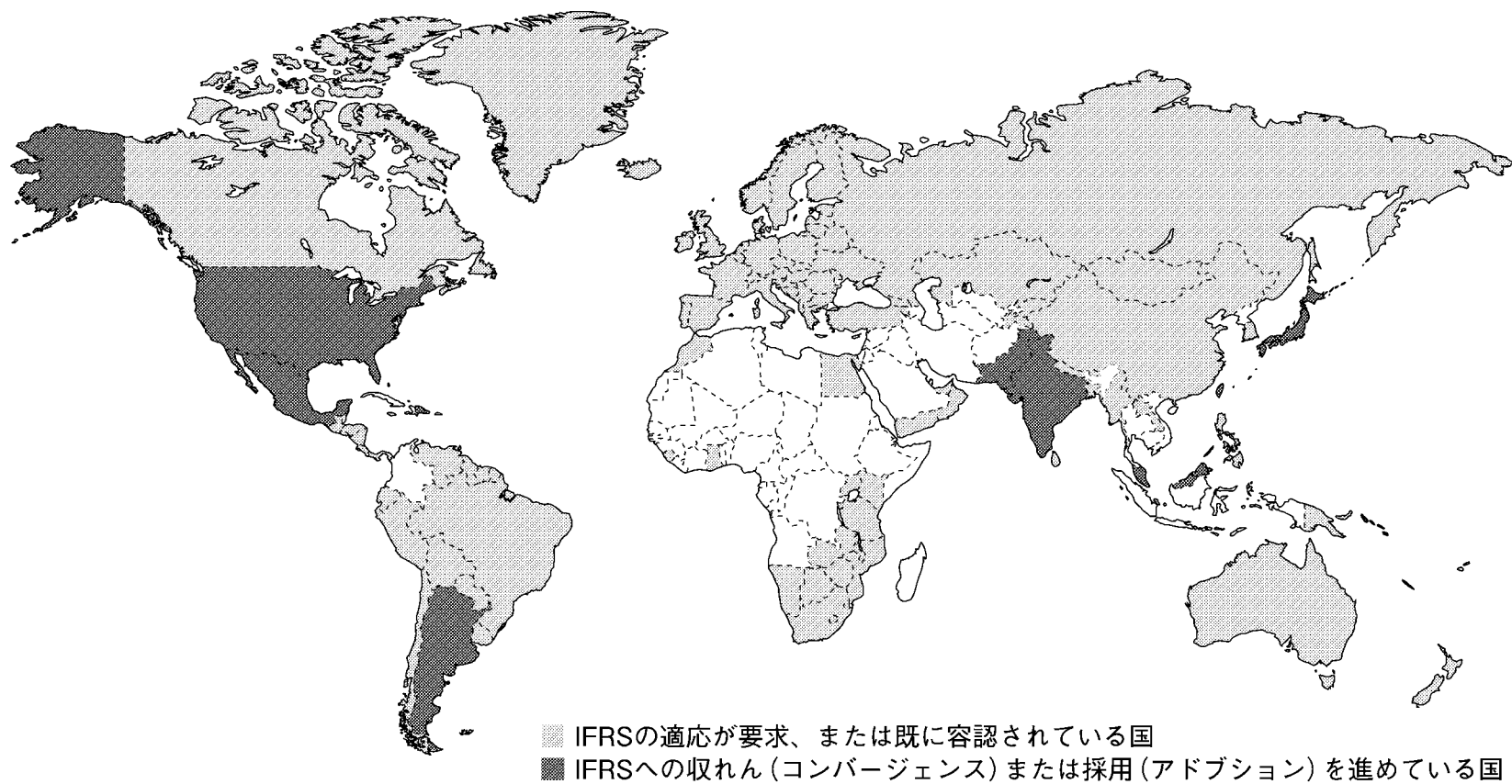


図表1 国際会計基準を採用もしくはは共通化する国の動向



出典：http://www.ifrs.org/Use+around+the+world/Use+around+the+world.htm (2010年1月現在) IASB HP
 補足：2012年1月1日以後の事業年度についてアルゼンチンは適用を決定 (IASB HP「Status for listed companies as of December 2011」)

知的財産に関する会計方針の変化を 日本企業は生かせるのだろうか？

IFRS (International Financial Reporting Standard) は「国際財務報告基準」と邦訳される。現在、日本では2012年をめぐりに強制適用についての最終判断を下すとしており、最遅で17年3月期以降を強制適用の時期とするのが見込まれている。

クレイシ・コーポレーション

社長 公認会計士 税理士
 財務会計コンサルタント
 丸山 みさえ

IFRSの特徴

IFRSの特徴は「原則主義」のもとで、わが国の基準(以下、J-GAAP)のよいての説明責任が求められる。実態に即した幅広い企業採択すべき会計基準が詳細に規定されるのではなく、大きな原則のみが示され、各企業が排除する仕組みとなっており、これが基となる。

「原則主義」のもとで、わが国の基準(以下、J-GAAP)のよいての説明責任が求められる。実態に即した幅広い企業採択すべき会計基準が詳細に規定されるのではなく、大きな原則のみが示され、各企業が排除する仕組みとなっており、これが基となる。

知的財産の会計処理は、IFRSでは無形資産に関する基準に包括的に規定され、一方J-GAAPにおいては無形資産についての詳細な会計処理は整備されていない。無形資産に関しては、J-GAAPとIFRSとの規定上の顕著な違いは一定の要件を満たした場合の「内部創出無形資産の認識」の強制、「公正価値」および「耐用年数」が確定できない無形資産の概念の導入、そして「無形資産の再評価(適時の減損テストの実施の明示)」と言われている。

知的財産に関するIFRS導入上最大の影響は何か

前述では、無形資産の規定上の違いについて言及したが、実務上IFRS適用の影響が一番大きく受けるのは、企業結合により取得した無形資産になるだろう。企業結合時の無形資産に関する会計処理について、現在のJ-GAAPとIFRSとで大きく異なるのが、IFRSでは公正価値の算定方法を明示するなど、企業結合により取得した無形資産の認識に積極的な姿勢をみせている。また、両者では資産計上した後の償却の考え方が大きく異なる。

J-GAAPでは、無形資産について一定期間で規則的に償却することが要求されているため、たとえ企業結合によって取得した無形資産が半永久的に企業に経済的利益をもたらしたとしても、償却期間が終われば償却対照表から消えていき、償却費は耐用年数に渡って損益計算書に費用計上されていく。IFRSでは、識別された無形資産

内部創出無形資産に関しては、J-GAAPでは一定の要件を満たすソフトウェアについて資産計上が認められているが、IFRSでは研究開発のうち、開発局面におけるIFRSの定める要件を満たす発生額については、ソフトウェアに限らず資産計上が強制されている。また、当初認識後の評価方法について、活発な市場を参照して算定することが可能な場合は、「取得原価モデル」にかえて「再評価モデル」を採用することができるとされる。償却に関してはJ-GAAPでは、資産計上された無形資産について一定期間内に規則的に償却していく会計処理が求められているが、IFRSのもとでは、無形資産は耐用年数が確定できるものとできないものとに分けられ、耐用年数が確定できないものについては償却が行われない。その代わり毎期末および必要時の減損テストの実施が必須であり、償却方法および償却期間についても毎期見直す必要がある。

IFRS導入による知的財産の会計処理の変遷点

知的財産の会計処理は、IFRSでは無形資産に関する基準に包括的に規定され、一方J-GAAPにおいては無形資産についての詳細な会計処理は整備されていない。無形資産に関しては、J-GAAPとIFRSとの規定上の顕著な違いは一定の要件を満たした場合の「内部創出無形資産の認識」の強制、「公正価値」および「耐用年数」が確定できない無形資産の概念の導入、そして「無形資産の再評価(適時の減損テストの実施の明示)」と言われている。

図表2

＜わが国におけるIFRS早期適用の条件＞

- ①継続的に適正な財務諸表が作成・開示されていること
- ②IFRSによる財務報告について適切な体制を整備し、社内の会計処理や会計方針などを定め、有価証券報告書などで開示していること
- ③国際的な財務・事業活動を行っている企業およびその上場子会社などであること

※2009年6月に金融庁が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」より

ビジネスの現場で活躍できる知的財産の専門家を養成

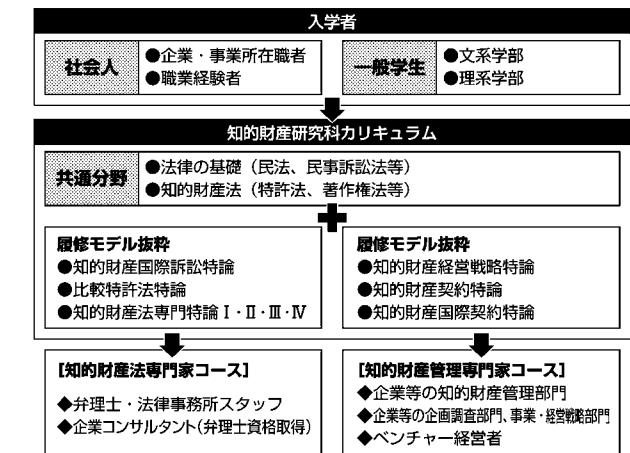
大阪工業大学知的財産専門職大学院では、弁理士、企業の知的財産部門の管理職者、知的財産活用プロデューサーなど、時代が求める知的財産実務の専門家を養成に取り組んでいます。教育スタッフには、特許庁出身者や日本のリーディングカンパニーの知的財産部長経験者などビジネスの第一線で実績を積んだエキスパートを招へい。豊富な経験と専門知識に基づき、学問と実務を結びつける実践的な教育を展開しています。

知的財産専門職大学院の概要	課程 専門職学位課程	募集人員 30人	所在地 【大宮キャンパス】 大阪市旭区大宮6-16-1
	学位 知的財産修士(専門職)	標準修業年限 2年	【梅田サテライトキャンパス】 大阪市北区梅田3-4-6 毎日インテリオ

Topics

- ☑ **弁理士国家試験の短答式試験科目一部免除***
弁理士法施行規則第5条で定める所定の科目(28単位)を修得した大学院修了者は、修了から所定の期間、短答式筆記試験の一部科目(60問中おおよそ50問)が免除されます。
- ☑ **弁理士国家試験の論文式筆記試験の選択科目免除***
弁理士法施行規則第3条6号で定める選択科目(弁理士の業務に関する法律)に関する研究で専門職の学位を修得された方で、本学が修了要件として定める、一定の単位を修得かつ論文の審査に合格された方は、論文式試験の選択科目が免除されます。
※これらの免除資格認定は、本人からの申請に基づき、工業所有権審議会にて行われます。
- ☑ **大阪・梅田にサテライトキャンパスがあります**
- ☑ **昼夜開講制で忙しい社会人の学びもサポート**
社会人の方の利便性を考慮して、平日(月～金曜日)昼間の授業に加えて、同じ授業(実務演習領域・科学技術領域除く)を夜間(6～7時限)にも開講しています(開講時限等は年度により異なります)。土曜日はコア・ディとして、大宮キャンパスにてフルタイムで開講。仕事と勉学の両立を図りながら、平日夜間と土曜日の受講のみで無理なく教育課程を修了することができる開講体制になっています。
- ☑ **弁理士国家試験受験支援制度があります**
受験料の補助、合格者への奨励金の支給、受験対策講座の開講など、サポート体制を強化しています。
- ☑ **独自の奨学金制度があります**
- ☑ **米国・ワシントン大学ロースクール、海外の連携大学の大学院への学生派遣制度があります**
(渡航費、授業料など所定額を本学が負担)

- ☑ **志望キャリアに応じた知的財産の高度専門家を養成**
想定される進路を、弁理士資格の取得をめざすコース、企業の知的財産部の管理者をめざすコースの2コースに大別し、明確な進路を徹底サポートしています。実際の履修にあたっては、担当教員と相談しながら、一人ひとりのキャリアや目標、現職に見合った適切な履修ができるよう配慮しています。



- ☑ **修了後の進路**
現役の弁理士や弁理士はさらに深い専門知識を修得することにより、活躍の場を広げています。メーカー・勤務の技術者は知的創造サイクルの中で重要な位置付けを担う素養を身に付けています。新規就職活動者は知的財産実務のプロとして、大手電機メーカー、光学機器メーカー、医薬品メーカー、特許事務所等幅広い業種で内定を獲得しています。

2013年度 社会人入学選考 入試要項

●日程	第1回	第2回	第3回
出願期間	2012年6月20日(水)～26日(火)	2012年10月17日(水)～23日(火)	2013年2月6日(水)～12日(火)
選考日	2012年7月7日(土)	2012年11月4日(日)	2013年2月23日(土)
合格発表日	2012年7月20日(金)	2012年11月16日(金)	2013年3月8日(金)

- **選考方法**
論文(90分)、面接試験、書類審査(成績証明書、履歴書、出願理由書等)
- **その他**
出願に先立ち、必ず本研教科教員と事前相談を行ってください。願書(募集要項・出願書類等)は本学ホームページからダウンロードしてください。

大阪工業大学 知的財産専門職大学院

お問い合わせ先 大学院知的財産研究科事務室 TEL: 06-6954-4425 URL: http://www.oit.ac.jp/ip/graduate

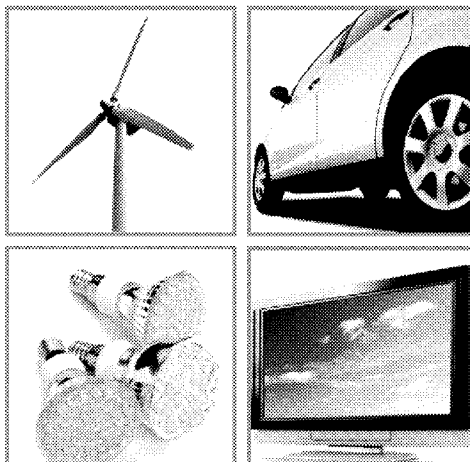
【常務学園グループ】大阪工業大学・摂南大学・広島国際大学・常務学園中学校・高等学校・常務啓光学園中学校・高等学校

TECHINSIGHTS

貴社知的財産権は、十分に守られていますか？

扱っている製品や技術の種類に関係なく、セミコンダクターインサイツは、特許および技術解析を提供することができます。

詳しくはこちらをご覧ください。
 www.ubmtechinsights.com
 セミコンダクターインサイツジャパン株式会社
 Tel: 03-6860-4755



特許翻訳の

さまざまな分野に対応 高いクオリティーとフットワークのよさで

株式会社 新日本翻訳センター
 Shin-nihon Honyaku Center
 〒540-0008 大阪市中央区大手前1-6-4 リップル天満橋ビル4F
 URL: www.shin-honyaku.com E-mail: honsha@shin-honyaku.com
 tel: 06-6966-3616 fax: 06-6966-3633

特許	特許明細書、特許公報、優先権証明書、中間処理資料(審査請求書、審判請求書)、他
工業	コンピュータ、半導体、通信、エレクトロニクス全般、機械全般、鉄鋼、金属、自動車、建築、繊維、ファッション、バイオテクノロジー、化学全般、食品
メディカル	基礎、前臨床、臨床、薬理、薬事、製剤、医療機器
その他	法律、経済、金融、ビジネス全般

翻訳はどこに依頼しても同じではありません。

スペンシャルリスト。